

令和5年(2023年)12月26日

生徒・保護者の皆様

市立札幌大通高等学校長

高等学校等就学支援金の認定結果等について

令和5年7月に申請いただいた高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格認定申請の審査結果等について、下記のとおりお知らせいたします。申請した方は各自で審査結果をご確認のうえ、認定となった方は下記1、不認定となった方または申請しなかった方は下記2の説明事項をご覧ください。

記

◆ 審査結果の確認方法

- ① 『e-Shien』にログインする（ログインID・パスワードは入学時にお渡しした「ログインID通知書」に記載しています。紛失した場合は学校へ申し出てください。）
- ② ポータル画面の「認定状況」欄のうち、申請名「受給資格認定申請」、審査状況「完了」となっている項目の右側の「表示」ボタンを押す。
- ③ 「審査結果」画面の上部「審査結果について」の「認定結果」欄に結果が表示されます。
※ 操作方法は、「申請者向け利用マニュアル」（ログイン方法は6～7ページ、審査結果確認方法は8～9ページ）をご参照ください。北海道教育委員会ホームページにも掲載しています。
※ インターネット環境がないなどにより『e-Shien』を使用できない方は学校へご相談ください。
※ 審査結果が正常に表示されない場合は、学校にお問い合わせください。



← 『e-Shien』 ログインページ <https://www.e-shien.mext.go.jp/>

1 認定となった方はこちらをご覧ください

(1) 認定・支給の内容（『e-Shien』の「審査結果」画面も併せてご確認ください）

- ① 認定期間
令和5年7月～令和6年6月（就学支援金の認定期間は7月～翌年6月となっています。）
- ② 支給予定額
32,400円（内訳）令和5年7～令和6年6月分 各2,700円
※ 上記内容は、各月の初日に上記の高等学校等に在籍している場合に限り支給します。
- ③ 支給方法
就学支援金支給者（北海道教育委員会）からあなたに支給される就学支援金は、学校設置者である札幌市が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。
- ④ 留意事項
・ 支給予定額は、支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況により変更となる場合があります。この場合において、支給予定額が減額となるときは、所属する学校に変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
・ 高等学校等就学支援金の受給資格認定通知を複数受け取った場合には、支給手続きを再確認する必要がありますので、学校に連絡してください。

(2) 令和6年7月分以降の就学支援金について

今回の認定により支給を受けられるのは、令和6年6月分までです。7月分以降の継続については、令和6年7月頃に案内いたします。

2 認定されなかった方・就学支援金の申請をしなかった方はこちらをご覧ください

就学支援金を受けることができませんので、授業料を納付していただく必要があります。認定されなかった方は、事前に郵送させていただいた納付書等をご確認ください。また、申請されていない方は引き続き口座振替で授業料の納付をお願いします。

また、今回不認定になった方や申請しなかった方であっても、令和6年7月分以降の就学支援金を改めて申請することができます。令和6年7月頃に学校からご案内しますので、そちらをご確認ください。

[備考]

- ・今後、失業やその他の事由で収入が大きく減少し、授業料の納付が困難になった場合は、授業料の減免を受けられる可能性があります。要件や手続方法等については、事務室までお問い合わせください。
- ・一部、認定結果が出ていない方につきましては、結果が出るまでもうしばらくお待ちください。今後、認定結果が不認定となった場合は、納付書等を郵送いたします。

<担当・お問い合わせ先>

市立札幌大通高等学校事務室 電話 011-251-0229